

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）
分担研究報告書

「東京地下鉄サリン事件におけるカルテ等の救護・医療対応記録の
アーカイブ化のための研究」

研究分担者 石松 伸十 聖路加国際病院病院長

研究要旨

地下鉄サリン事件のアーカイブ化に於いては、診療録はもとより、労災申請書、診断書、被害届、犯罪被害者給付金申請、NPO法人の追跡調査、健康診断結果が、資料として有用と思われた。

研究分担者氏名・所属研究機関名及び
所属研究機関における職名

（分担研究報告書の場合は、省略）

A. 研究目的

すでに事件発生から25年を経過しており、現存の情報源は限られると考えられるが、被害者の現状の把握や公衆衛生的予後判断、今後の社会制度の改善に資するためには有用と考えられる。

B. 研究方法

1. 診療録

事件当日以降、被害者が医療機関を受診した際の診療録である。法的には5年間の保存期間を過ぎており、すでに廃棄処分されたものもあると思われるが、いくつかの医療機関は保存していると言われており、また被害者がその後も患者として医療機関に通院を続けた場合には記録が残されている可能性もある。患者の身体状況や受傷場所など有益な情報も記載されて居ると思われる。

2. 労災申請書、診断書

事件当時、多くの被害者が通勤途上であったこと、受診に際しその多くが労働災害の手続きを取ったことを考えると労災の申請書や労災手続きのための医療機関からの診断書は確実に提出されていたことは明らかで、これらが確保可能ならば、被害者の「診断名」や住所、勤務先等の情報確認が可能と思われる。

3. 警察での被害届

事件後に多くの被害者が警察に被害届を出したものと推測されるが、実数は不明である。また事件後数年後（4-5年後）には警察庁から被害者への健康状態のアンケート調査が行われており、有益な情報と考えられる。

4. 犯罪被害者給付金申請者

平成20年にはオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が成立し、給付金の申請手続きが開始された。給付金の申請数は6000件以上と言われているが、現時点では被害者の母数の最も大きなデータである。

5. NPO法人の追跡調査、健康診断結果

NPO法人リカバリーサポートセンターでは事件後4年より被害者へのアンケート調査と健康診断を今日まで続けており、最も確実なデータを有するものと考えられる。また現在も新たな届けにも対応しており、現在最も多くの被害者情報を含んでいると考えられる。

作成上の留意事項

1. 「A. 研究目的」について

- ・厚生労働行政の課題との関連性を含めて記入すること。

2. 「B. 研究方法」について

- (1) 実施経過が分かるように具体的に記入すること。

- (2) 「(倫理面への配慮)」には、研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と同意(インフォームド・コンセント)に関わる状況、実験に動物対する動物愛護上の配慮など、当該研究を行った際に実施した倫理面への配慮の内容及び方法について、具体的に記入すること。倫理面の問題がないと判断した場合には、その旨を記入するとともに必ず理由を明記すること。

なお、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)、疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)、遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)、臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年厚生労働省告示第425号)、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月1日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)及び申請者が所属する研究機関で定めた倫理規定等を遵守するとともに、あらかじめ当該研究機関の長等の承認、届出、確認等が必要な研究については、研究開始前に所定の手続を行うこと。

3. 「C. 研究結果」について

- ・当該年度の研究成果が明らかになるように具体的に記入すること。

4. 「F. 健康危険情報」について

- ・研究分担者や研究協力者の把握した情報・意見等についても研究代表者がとりまとめて総括研究報告書に記入すること。

5. その他

- (1) 日本工業規格A列4番の用紙を用いること。

- (2) 文字の大きさは、10～12ポイント程度とする。